

全国市長会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 149－3

発行 第 85 号

平成 26 年 12 月 4 日

指定都市市長会

会長 林 文 子 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

平成 27 年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する市区の
第三セクター等の職員の中長期的な派遣（採用）について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援につきましては、貴会の多大なるご支援、ご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

貴会による被災市町村への中長期的な職員派遣、被災市町村で働く意欲のある市区の元職員等の情報提供等に対する多大なるご協力により、被災市町村に対する人的支援は着実に進捗しているところでありますが、一方で、復興事業の本格実施に伴う膨大な業務に対応するため、被災市町村においては更なる人的支援が求められているところであります。

また、別添 5 の総務省自治行政局公務員部公務員課長通知により、地方自治体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等。以下同じ。）の職員を当該団体の身分を有したまま被災自治体が受け入れられる仕組みの整備につきまして、周知がなされているところであります。

このことから、本会といたしましては、平成 27 年度におきましても、全国町村会、総務省及び被災県との協力による中長期的な職員派遣スキームにおいて、市区町村職員による派遣に加え、全国の市区町村の第三セクター等の職員の中長期的な派遣（被災市町村の職員としての採用を伴う。以下同じ。）を実施することとし、本日、各市区長宛て、別添「写」のとおり、平成 27 年度における市区の第三セクター等の職員の中長期的な派遣の申出依頼を行わせていただいたところであります。

つきましては、貴会におかれましても、会員都市の所管する第三セクター等の職員の派遣につきまして、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

全国市長会 災害対策本部

担 当 行政部 藤沼・宮本・加藤

電 話 03-3262-2310

ファクシミリ 03-3263-5483

電子メール haken@mayors.or.jp

全国市長会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 149-3

発行 第 85 号

平成 26 年 12 月 4 日

中核市市長会

会長 佐 原 光 一 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

平成 27 年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する市区の
第三セクター等の職員の中長期的な派遣（採用）について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援につきましては、貴会の多大なるご支援、ご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

貴会による被災市町村への中長期的な職員派遣、被災市町村で働く意欲のある市区の元職員等の情報提供等に対する多大なるご協力により、被災市町村に対する人的支援は着実に進捗しているところでありますが、一方で、復興事業の本格実施に伴う膨大な業務に対応するため、被災市町村においては更なる人的支援が求められているところでもあります。

また、別添 5 の総務省自治行政局公務員部公務員課長通知により、地方自治体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等。以下同じ。）の職員を当該団体の身分を有したまま被災自治体が受け入れられる仕組みの整備につきまして、周知がなされているところであります。

このことから、本会といたしましては、平成 27 年度におきましても、全国町村会、総務省及び被災県との協力による中長期的な職員派遣スキームにおいて、市区町村職員による派遣に加え、全国の市区町村の第三セクター等の職員の中長期的な派遣（被災市町村の職員としての採用を伴う。以下同じ。）を実施することとし、本日、各市区長宛て、別添「写」のとおり、平成 27 年度における市区の第三セクター等の職員の中長期的な派遣の申出依頼を行わせていただいたところであります。

つきましては、貴会におかれましても、会員都市の所管する第三セクター等の職員の派遣につきまして、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

全国市長会 災害対策本部

担 当 行政部 藤沼・宮本・加藤

電 話 03-3262-2310

ファクシミリ 03-3263-5483

電子メール haken@mayors.or.jp

全 国 市 長 会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 149－3

発 行 第 85 号

平成 26 年 12 月 4 日

全国特例市市長会

会長 服 部 信 明 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

平成 27 年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する市区の
第三セクター等の職員の中長期的な派遣（採用）について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援につきましては、貴会の多大なるご支援、ご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

貴会による被災市町村への中長期的な職員派遣、被災市町村で働く意欲のある市区の元職員等の情報提供等に対する多大なるご協力により、被災市町村に対する人的支援は着実に進捗しているところではありますが、一方で、復興事業の本格実施に伴う膨大な業務に対応するため、被災市町村においては更なる人的支援が求められているところでもあります。

また、別添 5 の総務省自治行政局公務員部公務員課長通知により、地方自治体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等。以下同じ。）の職員を当該団体の身分を有したまま被災自治体が受け入れられる仕組みの整備につきまして、周知がなされているところでもあります。

このことから、本会といたしましては、平成 27 年度におきましても、全国町村会、総務省及び被災県との協力による中長期的な職員派遣スキームにおいて、市区町村職員による派遣に加え、全国の市区町村の第三セクター等の職員の中長期的な派遣（被災市町村の職員としての採用を伴う。以下同じ。）を実施することとし、本日、各市区長宛て、別添「写」のとおり、平成 27 年度における市区の第三セクター等の職員の中長期的な派遣の申出依頼を行わせていただいたところでもあります。

つきましては、貴会におかれましても、会員都市の所管する第三セクター等の職員の派遣につきまして、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

全国市長会 災害対策本部

担 当 行政部 藤沼・宮本・加藤

電 話 03-3262-2310

ファクシミリ 03-3263-5483

電子メール haken@mayors.or.jp



全 国 市 長 会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 149-1

発 行 第 8 3 号

平成 26 年 12 月 4 日

各 市 区 長 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

平成 27 年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する市区の
第三セクター等の職員の中長期的な派遣（採用）について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援につきましては、各市区の
多大なるご支援、ご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

各市区による被災市町村への中長期的な職員派遣、被災市町村で働く意欲のある市
区の前職員等の情報提供等に対する多大なるご協力により、被災市町村に対する人的
支援は着実に進捗しているところでありますが、一方で、復興事業の本格実施に伴う
膨大な業務に対応するため、被災市町村においては更なる人的支援が求められてい
るところであります。

また、別添 5 の総務省自治行政局公務員部公務員課長通知により、地方自治体の第
三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等。以下同じ。）の職員を当該
団体の身分を有したまま被災自治体が受け入れられる仕組みの整備につきまして、周
知がなされているところであります。

このことから、本会といたしましては、平成 27 年度におきましても、全国町村会、
総務省及び被災県との協力による中長期的な職員派遣スキームにおいて、市区町村職
員による派遣に加え、全国の市区町村の第三セクター等の職員の中長期的な派遣（被
災市町村の職員としての採用を伴う。以下同じ。）を実施することといたしました。

先般、総務省から、被災県を通じて被災市町村に対し、平成 27 年度における中長
期的な職員の派遣要望を調査したところ、別添 1「平成 27 年度における中長期的な職
員の派遣要望状況」のとおり要望がありました。

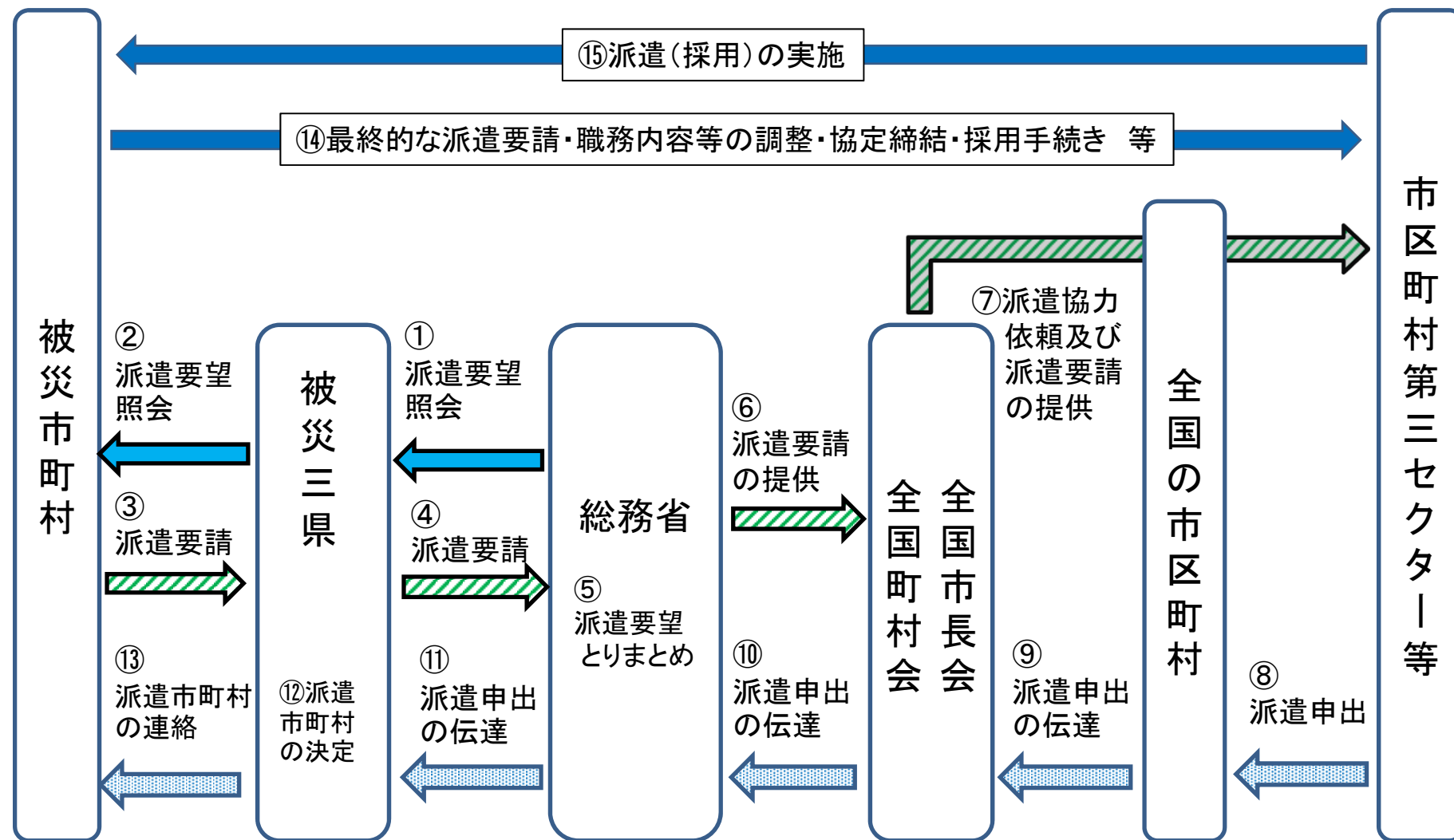
つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、貴市区が所管する第三セクター等に対し、被災市町村への職員の派遣について積極的な対応をご検討いただけますようご周知いただくとともに、平成 27 年度における第三セクター等の職員の派遣申出の伝達につきまして、特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴市区の所管する第三セクター等の職員の派遣申出をいただける場合は、別紙「平成 27 年度 第三セクター等職員派遣申出回答票（市区）」にご記入いただき、貴市区が所属する都道府県市長会宛て、電子メールにてご回答いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 回答期限 第 1 次締切り：平成 26 年 12 月 17 日（水）
第 2 次締切り：平成 27 年 1 月 20 日（火）
（上記期日をもちましてお申出の集計を二度行わせていただきますが、第 2 次締切り期日後も引き続きお申出を受け付けいたします。）
2. 回 答 先 貴市区が所属する都道府県市長会
（回答先メールアドレス、ご担当者等は、都道府県市長会にお問い合わせください。）
3. お問い合わせ先
 - （1）回答方法等に関すること
貴市区が所属する都道府県市長会
 - （2）第三セクター等職員の派遣スキーム等に関すること
全国市長会 災害対策本部
担当 行政部 藤沼・宮本・加藤
電 話 03-3262-2310
ファクシ 03-3263-5483
電子メール haken@mayors.or.jp

市区町村第三セクター等職員の派遣(採用)スキーム (全国市長会版)



※ ← 派遣要望の照会に係るもの ← 派遣要請に係るもの ← 派遣申出に係るもの ← 派遣に実施に係るもの

①～⑥は実施済み。⑦以降を今後実施する予定。⑨派遣申出の伝達は都道府県市長会を経由。

総行公第26号

平成25年3月8日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

第三セクター等の職員を当該団体の身分を有したまま
被災地方公共団体が受け入れられる仕組みの整備について

東日本大震災による被災地方公共団体への人的支援につきましては、平成24年11月30日付け公務員部長通知（総行公第96号）により各地方公共団体に対し、ご理解とご協力をお願いしたところです。全国の地方公共団体からは、厳しい地方行財政状況の中、多数の職員派遣を申し出ているところであり、感謝申し上げます。

このたび、被災地方公共団体に対し、平成25年3月1日付け公務員課長通知（総行公第20号）において、民間企業や地方公共団体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等。以下同じ。）の職員の身分を有したまま被災地方公共団体が受け入れる際の留意事項等について周知いたしました（別添参照）。

今後、被災地方公共団体において第三セクター等の職員の身分を有したまま採用する取組が増えるものと想定されることから、被災地方公共団体への協力について積極的に対応を検討いただくよう、所管の第三セクター等への周知をお願いいたします。

なお、被災地方公共団体へ協力する意向のある第三セクター等の情報を被災地方公共団体へ提供する仕組みについては、現在検討しているところであり、後日連絡することとしております。

貴県内の市町村に対してもこの旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課 小野寺、上村
電話 03-5253-5542
E-mail h.onodera@soumu.go.jp
y.kamimura@soumu.go.jp

総行公第20号
平成25年3月1日

岩手県総務部長
宮城県総務部長
福島県総務部長
(人事担当課・市町村担当課扱い)
仙台市総務企画局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について（通知）

これまでの復旧・復興事業への多大なる御尽力に対し心より敬意を表します。

さて、今後、一層復旧・復興事業を円滑かつ確実に進めるためには、幅広い人的資源の確保が必要不可欠であると考えられます。各地方公共団体においては、これまでも様々な方法を活用して人員確保に御尽力頂いてきているところでありますが、今般そのうちの一つの手法である、民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用することに関連し、以下のとおりその考え方を整理したので御連絡申し上げます。

各地方公共団体におかれては、これらの点にも留意しつつ、円滑な人的資源の確保に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、民間企業等と協定等を行う際には、当該従業員の身分取扱い等について、十分に協議を行っていただきますようお願いいたします。

貴県内の市町村に対してもこの旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく採用や地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職としての採用が一般的には想定されるところであること。
2. 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等

には、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

当該許可を行う際の確認事項は、①職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、②相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公平を妨げるおそれがないこと、③職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと等であること。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用された職員のうち、常時勤務に服することを要する者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法第2条第1項第1号）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用される職員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置していること。

3. 民間企業等との協定等により、地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま、特別の学識又は経験等に基づいて、採用する場合には、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用することも可能であること。

この場合は、当該職を当該地方公共団体における一般職の職員では対応困難な特別の学識又は経験等が必要な職であると位置付けることとなるものと考えられること。

この際には、当該者は地方公務員法の適用を受けないこととなり、営利企業等への従事に係る任命権者の許可等を要することなく、民間企業等から給与その他の報酬を受けることが可能となるが、上記2における取扱いを踏まえ、職務の中立性・公平性を損ねることのないよう御留意いただきたいこと。

特別職としての任用には、非常勤の職への任用のほか、復旧・復興事業の対応のための常勤の臨時の職への任用もあり得るものであること。

特別職として採用された者であって、常時勤務に服することを要しない者のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号、同法施行令第2条第5号、地方公務員災害補償法第2条第1項第1号及び同法施行令第1条第1項第2号等）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用される特別職に属する地方公務員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしていること。

[連絡先]

自治行政局公務員部公務員課 長田係長、青山主査

電 話 03—5253—5542

e-mail y.aoyama@soumu.go.jp

派遣(採用)を依頼する団体例

別添6

三 公 社	第 三 セ ク タ ー 等
・土地開発公社 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社	・住宅サービス公社 ・建築技術センター ・漁業公社 ・緑化センター ・高度技術振興財団(テクノポリス開発機構等) ・水道サービス協会 ・下水道公社 ・埋蔵文化財センター ・土木工事の設計監理業務を行う法人 ・都市計画の調査を行う法人 ・一般廃棄物(ゴミ、し尿等)及び産業廃棄物の処理を行う法人 等

※上記以外の団体についても、今回の仕組みにより被災市町村へ職員を派遣(採用)することができますので、
貴市区から幅広くご周知ください。